

1. 案内情報

- ① 手続名 : 私設信号使用の許可
- ② 手続根拠 : 港則法第28条
- ③ 手続対象者 : 特定港内において使用すべき私設信号を定めようとする者
- ④ 提出時期 : 特定港内において私設信号を定めようとするとき
- ⑤ 提出方法 : 原則、書面又は電子申請
- ⑥ 手数料 : なし
- ⑦ 添付書類・部数 : なし・1通
- ⑧ 申請書様式 : 私設信号使用許可申請書（第8号様式）
- ⑨ 記載要領 : 提出先にお問い合わせください

2. 窓口情報

- ① 提出先 : 当該特定港を管轄する港長
- ② 受付時間 : 提出先にお問い合わせください
- ③ 相談窓口 : 提出しようとする港長窓口

3. 手続情報

- ① 審査基準 : (1) 全種類共通
 - ア 国際信号書による信号の意味を変えたものでないこと。
 - イ 国際信号書による信号を用いれば足りるようなものでないこと。(2) 係留施設の使用に関する信号の場合
 - 統一を図るための指導に沿って作成されたものであること。
- ② 標準処理期間 : 2～10日
- ③ 不服申立方法 :

1. 案内情報

- ① 手続名 : 私設信号使用の許可（特定港以外の港）
- ② 手続根拠 : 港則法第45条（港則法第28条準用）
- ③ 手続対象者 : 特定港以外の港内において使用すべき私設信号を定めようとする者
- ④ 提出時期 : 特定港以外の港内において私設信号を定めようとするとき
- ⑤ 提出方法 : 原則、書面又は電子申請
- ⑥ 手数料 : なし
- ⑦ 添付書類・部数 : なし・1通
- ⑧ 申請書様式 : 私設信号使用許可申請書（第8号様式）
- ⑨ 記載要領 : 提出先にお問い合わせください

2. 窓口情報

- ① 提出先 : 当該港の所在地を管轄する海上保安（監）部長又は海上保安署長
- ② 受付時間 : 提出先にお問い合わせください
- ③ 相談窓口 : 提出しようとする港長窓口

3. 手続情報

- ① 審査基準 : (1) 全種類共通
 - ア 国際信号書による信号の意味を変えたものでないこと。
 - イ 国際信号書による信号を用いれば足りるようなものでないこと。(2) 係留施設の使用に関する信号の場合
 - 統一を図るための指導に沿って作成されたものであること。
- ② 標準処理期間 : 2～10日
- ③ 不服申立方法 :